

平成22年度 人権教育推進方針

川場村教育委員会

I 基本方針

豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進する。

(1) 人権尊重の精神に根ざした教育の充実

- ① 人権意識の高揚を図り、人権感覚を高める。
- ② 道徳教育の充実を図る。
- ③ 各学校の人権教育主任等、指導者の資質の向上に努める。

(2) 学校教育と社会教育の連携と啓発活動の充実

- ① 諸機関（学校・社会教育関係団体・同和団体等）との連携を図りながら、地域の実態に即した啓発活動を推進する。

II 学校教育における人権教育

1 施策

- (1) 各学校の教育課程における人権教育の位置付けを明確にし、組織的・計画的な指導が展開できるよう全体計画や年間指導計画等の改善・充実を図る。
- (2) 児童生徒の実態に即した「直接的指導・間接的指導・常時指導」を進めることにより、人権尊重の意識の高揚と学力の向上及び進路指導の充実に努める。
- (3) 各学校における人権教育が円滑に推進され、家庭や地域社会との連携のもとに、より一層の効果を上げるために、保護者等への啓発活動の改善・充実を図る。
- (4) 人権教育主任を中核として、自校の人権教育推進組織の活性化を図るとともに、教職員の資質向上に努める。

2 推進上の留意点

各学校においては、以下の点に留意して人権教育を推進する。

- (1) 人権教育全体計画及び年間指導計画を見直し、有機的に機能するよう改善する。
 - ① 人権教育の目標を設定し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける指導の関連性をもたせたり、体験活動・交流活動等を取り入れたりして、組織的、継続的な指導ができるようにする。
 - ② 「人権の尊重」「学力の向上」「自主的に活動できる児童生徒の育成」に重点において、人権感覚を身に付けるための指導ができるようにする。

(2) 教育活動全体をとおして、直接的指導、間接的指導、常時指導が相互に補完し合い、人権感覚を身に付けていくよう努める。

- ① 直接的指導では、同和問題等にかかわる歴史的、社会的要因を正しく理解させ、差別を見抜く科学的な認識力を育成する。
- ② 間接的指導では、教科等の学習で、人権教育と密接に関連をもつものを明確に押さえ、人間尊重の精神や科学的、合理的なものの見方などを育てるようにする。
- ③ 常時指導では、日常の学級経営や生徒指導等において、相手の立場にたつてものごとを考え、行動できる心情や態度を育て、温かい思いやりのある人間関係を醸成する。
- ④ これらを踏まえ、次のことに留意して日々の指導の充実に努める。
 - 一人一人の実態を把握し、指導のねらいを明確にする。
 - 基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるための指導を工夫する。
 - 一人一人が主体的に参加できるよう、自らの課題を追究する場や指導形態を工夫する。
 - 「差別をしない、させない」「いじめは許さない」教育の徹底を図る。
 - ・心身に障害のある児童生徒への配慮をする。
 - ・学習の雰囲気明るく自由であるよう配慮する。
 - ・どの児童生徒にも公平な態度で接する。

(3) 関係機関等の人権教育啓発資料を活用したり、学校のたよりやWebページ等で人権教育にかかわる活動の紹介をしたりするなど、啓発活動を工夫する。

(4) 人権教育主任等を核として、全教職員が人権に関する重要課題について正しい理解と認識を深めることのできるように、研修計画を作成するなど研修の充実に努める。

Ⅲ 社会教育における人権教育

1 施策

(1) すべての村民を対象として、人権尊重、合理的・科学的な生活態度、社会的連帯意識等に関する課題を内容とした学習機会の提供に努める。

(2) 文化会館、地域集会所等において、村民の自主的・組織的な学習活動を促進する中で、日常生活に態度や行動として現れる豊かな人権感覚の育成に努める。

(3) 実施にあたっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質等各種の条件に応じた参加体験型の学習方法を工夫するとともに、学校教育及び社会教育関係団体や関係行政機関との連携に努める。

2 推進上の留意点

以下の留意点に配慮して実践を行う。

(1) 人権教育推進体制の充実を図る。

組織が形骸化しないよう見直しを図り、組織の機能が発揮されるよう地域に根ざした推進協議会とする。

(2) 各種学級・講演会・研修会等の充実を図る。

さまざまな人権問題を解決するために、現実の課題や市民が必要とする学習内容等を積極的に取り上げるとともに、参加者主体の学習方法を工夫する。

(3) 学校・社会教育関係団体、その他の機関等との連携を図る。

各種関係団体、関係機関等との連携を密にして、社会教育における人権教育の総合的推進に努める。

(4) 人権教育指導者の養成と確保を図る。

社会教育主事、社会教育指導員等の指導力の向上を図るため、対象者に応じた教材の開発、テーマの設定、参加体験型の研修等の充実を図る。

(5) 啓発活動の充実を図る。

① 明るい家庭・地域社会づくり等との結び付きを図り、効果的な啓発活動を工夫する。

② 啓発活動の推進にあたっては、差別の解消が差別の再生産とならないよう特に留意して行う。

(6) 文化会館における人権教育の充実を図る。

文化会館で開催される各種の学級・講座等に人権問題を積極的・計画的に位置付け、生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する。

(7) 社会教育における人権教育の学習計画作成と学習内容の精選を図る。

① 学習計画作成にあたっては、村民の意識や実態等に基づいて問題点や課題を把握し、地域の実情にあったものにする。

② 学習内容は、さまざまな人権問題に関することをふまえ、問題解決に向けて村民一人一人の態度や行動に現れるものとする。